

随意契約理由書

件名	公費負担システム用ソフトウェア借り上げ
契約の相手方	アイビーシステム株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>本ソフトウェアは平成16年度より上記業者から賃貸借契約において導入して以来、小児慢性特定疾病医療費助成及び未熟児養育医療給付における受給者情報管理や医療費支払管理など、公費負担管理に継続して利用しているものである。上記業者は、本ソフトウェアの製造を行っている者であり、プログラム及び著作権は同社が所有しており、事業要綱や健康保険法などの制度改正に伴うシステムの変更・更新に対応している。また、当該システムを自治体への賃貸を全国的に展開しており、その販売にあたっては代理店を通すことなく直接行っているため、本契約を履行可能な唯一の相手方である。</p> <p>したがって、本業務の施行に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは上記業者以外にはないため、随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	こども家庭局こども育成部家庭支援課母子保健係 (電話番号 078-322-6513)